

8-7 ごみ収集施設

8-7-1 ごみステーション（クリーンセンター業務課）

- (1) 開発事業者は、ごみステーションを、予定建築物の用途に応じて次表の基準に従い設けること。
- (2) 既設のごみステーションを利用するときは、従来の利用者と事前に協議し協議録を提出すること。（書式は特に定めない）
- (3) 開発事業者は、ごみステーションの位置について、近隣住民に説明を行うこと。

ア 戸建住宅

事 項	基 準														
設置数	4 戸以上に 1 箇所とする。 なお、4 戸未満の場合は、近隣のごみステーションの利用について当該ごみステーションの利用者と協議すること。														
位 置	ア 道路と同一平面で、かつ道路に面し、開発事業区域内に設けること。 イ 収集車両が後退することなく、容易に接近できる道路沿いで安全な通行及び駐停車可能な場所に設けること。 ウ 土地の形状、立地を考慮するとともに入居者が継続して利用するのに負担にならない位置となるようにすること。（住居から 50m を目安とする。） エ 電柱や道路標識等を新たに設置する場合は、収集作業の妨げにならない位置に設置すること。また、電柱や道路標識等が既存に設置されているときには、収集作業の妨げにならない位置にごみステーションを設置すること。														
構 造	ア 壁 …… 高さ 0.8m 程度でブロック若しくはコンクリート造又はそれに代わるべき効用を果たすものであること。 イ 床 …… コンクリート造又はそれに代わるべき効用を果たすものであること。 ウ 排水設備 …… 原則汚水へ接続すること。 エ 開口部 …… 道路に面して開口部を広くとること。 オ 鳥獣対策…鳥獣対策として、ごみステーションにごみネットやごみストッカー等を設置すること。またごみストッカー等を設置するときは上開きのものとし、容易に移動しないよう固定すること。 カ 道路とごみステーションの間に側溝があるときは、収集車の重量に耐える蓋を設けること。 キ 往来する車両や人が交通状況を視認できる構造とするよう努めること。														
規 模	<table><tr><td>戸数</td><td>10 戸未満の場合</td><td>10 戸以上の場合</td></tr><tr><td>開口部寸法</td><td>1.5m 以上</td><td>2m 以上</td></tr><tr><td>奥行寸法</td><td>1m</td><td>1m</td></tr><tr><td>有効面積</td><td>1.5 m² 以上</td><td>2 m² 以上</td></tr></table>			戸数	10 戸未満の場合	10 戸以上の場合	開口部寸法	1.5m 以上	2m 以上	奥行寸法	1m	1m	有効面積	1.5 m ² 以上	2 m ² 以上
戸数	10 戸未満の場合	10 戸以上の場合													
開口部寸法	1.5m 以上	2m 以上													
奥行寸法	1m	1m													
有効面積	1.5 m ² 以上	2 m ² 以上													
その他	事業に供するごみが排出される場合には、住居に供するごみステーションとは別に設置すること。（共用は認めない）														

イ 集合住宅(サービス付き高齢者向け住宅を含む)

事 項	基 準																						
設置数	1棟1箇所とする。ただし、1棟の戸数が多いときは市と協議の上、2箇所以上に分散することができる。また、2棟以上のときでも、入居者が継続して利用するのに負担にならない位置で1箇所に纏めることができる。																						
位 置	ア 道路と同一平面で、かつ道路に面し、開発事業区域内に設けること。 イ 収集車両が後退することなく、容易に接近できる道路沿いで安全な通行及び駐停車可能な場所に設けること。なお、10戸以上の集合住宅で歩道によって収集車が寄り付くことができない場合には、宅地内で収集車両が駐停車できるか、もしくはUターンが可能なスペースを確保すること。 ウ 入居者が継続して利用するのに負担にならない位置となるようにすること。																						
構 造	ア 壁・・・高さ0.8m程度でブロック若しくはコンクリート造又はそれに代わるべき効用を果たすものであること。 イ 床・・・コンクリート造又はそれに代わるべき効用を果たすものであること。 ウ 給排水設備・・・水栓を設け、原則汚水へ接続すること。 エ 開口部・・・道路に面して開口部を広くとること。 オ 鳥獣対策・・・鳥獣対策として、ごみステーションにごみストッカー等を設置すること。またごみストッカー等を設置するときは上開きのものとし、容易に移動しないよう固定すること。 カ 道路とごみステーションの間に側溝等があるときは、収集車の重量に耐える蓋を設けること。 キ 建造物の軒下を走行しなければごみステーションに寄り付けない場合には、収集車が余裕をもって通行できる高さを設けること。 ク 往来する車両や人が交通状況を視認できる構造とするよう努めること。																						
規 模	1棟の戸数による大きさは、次のとおりとする。 <table><tr><td>戸数</td><td>10戸以下</td><td>11～20</td><td>21～40</td><td>41戸以上</td></tr><tr><td>開口部寸法 (m)</td><td>1.5</td><td>2</td><td>2～3</td><td rowspan="3">市と協議の上決定</td></tr><tr><td>奥行寸法 (m)</td><td>1</td><td>1</td><td>1.5</td></tr><tr><td>有効面積 (㎡)</td><td>1.5</td><td>2</td><td>3～4.5</td></tr></table>					戸数	10戸以下	11～20	21～40	41戸以上	開口部寸法 (m)	1.5	2	2～3	市と協議の上決定	奥行寸法 (m)	1	1	1.5	有効面積 (㎡)	1.5	2	3～4.5
戸数	10戸以下	11～20	21～40	41戸以上																			
開口部寸法 (m)	1.5	2	2～3	市と協議の上決定																			
奥行寸法 (m)	1	1	1.5																				
有効面積 (㎡)	1.5	2	3～4.5																				
その他	事業に供するごみが排出される場合には、住居に供するごみステーションとは別に設置すること（共用は認めない）																						

【参考図】

